

大宮法科大学院大学学則

目次

- 第1章 総則（第1条～第5条）
 - 第2章 教員組織等（第6条～第8条）
 - 第3章 教授会（第9条・第10条）
 - 第4章 学年、学期及び休業日（第11条～第13条）
 - 第5章 修業年限及び学年制（第14条・第15条）
 - 第6章 入学（第16条～第20条）
 - 第7章 教育課程、履修方法、修了要件及び学位等（第21条～第29条）
 - 第8章 休学、留学、転学、退学、再入学及び転入学等（第30条～第35条）
 - 第9章 外国人留学生（第36条）
 - 第10章 検定料、授業料その他の学納金（第37条）
 - 第11章 奨学金及び賞罰（第38条～第41条）
 - 第12章 雑則（第42条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 大宮法科大学院大学（以下「本学」という。）は、教育基本法(昭和22年法律第25号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)の定めるところに従い、時代の進展に対処しうる多様かつ有能な弁護士の養成を中心として、法曹実務における高度の専門職業能力を授け、もって我が国及び国際社会に貢献することを目的とする。

（自己点検・自己評価）

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、その目的を達成するため、教育研究活動等の状況についての自己点検及び自己評価を行う。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっての項目の設定、実施の体制等については、別に定める。

（組織及び学生定員）

第3条 本学に、法務研究科法務専攻を置く。

2 本学においては、昼間主コースと夜間主コースを置く。

3 本学の学生定員は、次の表のとおりとする。

入学定員	70人
収容定員	210人

（附属教育施設）

第4条 本学に、リーガル・クリニックを置く。

（附属図書館）

第4条の2 本学に、附属図書館を置く。

2 附属図書館に関する事項は別に定める。

（部局）

第5条 本学に、事務局を置く。

第2章 教員組織等

（教員及び職員）

第6条 本学に、教員及び職員を置く。

一 教員 学長、教授、准教授、講師、助教及び助手

二 職員 事務職員、技術職員、その他の職員

2 学長は、研究科長を兼ねる。

3 本学に、副学長を置くことができる。

4 本学に、第一項に定める職員のうちから事務局長、課長、その他必要な職を置く。

- 5 教員及び職員は、専任及び兼任に区分する。
- 6 教員及び職員の定年、任免、勤務等に関しては別に定める。
- 7 事務組織については、別に定める。

(客員教授)

第7条 本学に、客員教授を置くことができる。

- 2 客員教授に関する事項は、別に定める。

(名誉教授)

第8条 本学は、名誉教授の称号を授与することができる。

- 2 名誉教授に関する事項は、別に定める。

第3章 教授会

(教授会)

第9条 本学に、以下の事項を審議するため、教授会を置く。

- 一 教育に関する事項
- 二 教員人事に関する事項
- 三 学生に関する事項
- 四 研究に関する事項
- 五 本学修了の認定に関する事項
- 六 学則その他学内諸規程に関する事項
- 七 自己点検・自己評価に関する事項
- 八 その他本学に関する重要事項

- 2 教授会は、学長、専任の教授及び准教授をもって組織する。

- 3 教授会は、学長が招集し、議長を務める。

(委員会)

第10条 教授会に、教育、研究、校務等の円滑な運営を図るため、委員会を置くことができる。

- 2 委員会の委員長及び委員は、教授会の議を経て学長が指名する。

第4章 学年、学期及び休業日

(学年)

第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第12条 学年を次の2学期に分ける。ただし、前期の終了日及び後期の開始日については年度により変更することがある。

前期 4月1日から9月15日まで

後期 9月16日から翌年3月31日まで

(休業日)

第13条 休業日は、次のとおりとする。

- 一 日曜日
- 二 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日
- 三 夏季休業 8月1日から9月15日まで
- 四 冬季休業 12月28日から翌年1月5日まで

- 2 学長は、必要があると認める場合には、前項の休業日を臨時に変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

第5章 修業年限、在学年限、学年制及び留年

(修業年限及び在学年限)

第14条 本学の修業年限は、3年とし、5年を超えて在学することはできない。

- 2 前項の規定にかかわらず、夜間主コースにあっては、修業年限4年の長期履修を認めることができる。この場合において、6年を超えて在学することはできない。

(学年制)

第15条 本学は、学年制をとる。学生は、各年次に所定の単位及び成績を修得しなければ上位の学年に進級することができない。進級の要件は別に定める。

(留年)

第15条の2 留年は2回までとし、かつ、同一年次で2年を超えることはできない。

第6章 入学

(入学の時期)

第16条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、再入学及び転入学については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第17条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 学校教育法(昭和22年法律第26号)第52条の大学を卒業した者
- 二 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- 三 文部科学大臣が指定した者
- 四 その他第1号に掲げる者と同等以上の学力を有すると本学において認められた者

(入学者の出願)

第18条 本学への入学を志願する者は、入学願書に所定の検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。一旦納付した検定料は、返還しない。

(入学者の選考)

第19条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第20条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに、誓約書、保証書その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学金、授業料その他の費用を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

第7章 教育課程、履修方法及び修了要件及び学位等

(教育課程)

第21条 本学の教育は、授業科目の授業によって行うものとする。本学が開設する授業科目及び単位数は、別表第1に定めるところとする。

(単位計算方法)

第22条 授業科目の単位計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとし、授業の方法に応じて次の基準によるものとする。

- 一 講義については、15時間の講義をもって1単位とする。
- 二 実習については、30時間の実習をもって1単位とする。

(履修方法)

第23条 本学の学生(以下「学生」という。)は、授業科目について、別表第1の定めるところにより、所定の単位を修得しなければならない。

2 授業科目の履修方法等については履修規程に定めるところによる。この場合において、学生が1年間に登録することができる単位数の上限は、1年次においては40単位、2年次においては36単位とし、3年次においては44単位とする。ただし、長期履修課程の場合においては、1年次においては30単位、2年次及び3年次においては各28単位とし、4年次においては33単位とする。

(他の法科大学院における授業科目の履修等)

第24条 本学が教育上有益と認めるときは、学生は、他の法科大学院(外国の法科大学院を含む。)の授業科目を履修することができる。学生が、他の法科大学院において履修した授業科目について修得した単位は、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第25条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に法科大学院(外国の法科大学院を含む。)において修得した単位の全部又は一部を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 入学前の既修得単位を認定できる単位数は、入学後に他の法科大学院において履修した授業科目について本学において修得したとみなす単位数と合わせて、30単位を超えないものとする。

(在学期間の短縮)

第25条の2 本学は、前条に定める既修得単位等の認定に応じて、当該単位数、その修得に要した期間等を勘案して、1年を超えない範囲で本学が定める期間在学したものとみなすことができる。

(法学既修者)

第25条の3 入学に際し、本学において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)は、本学に1年以上在学し、第27条に定める単位について、本学が指定する32単位を修得したものとみなす。

2 前項の法学既修者については、第24条及び第25条の規定は適用しない。

(単位の認定及び成績評価)

第26条 履修科目の単位の認定は、出席日数、筆記試験その他の評価方法を総合的に勘案して行う。成績の評価は、A、B、C、D、FまたはNの6種類の評語をもって表し、A、B、C、Dを合格とする。ただし、授業科目によっては合格、不合格の評語をもって評価することができる。

(課程修了の要件)

第27条 本学の課程を修了するためには、3年以上(長期履修課程の場合は4年以上)在籍し、かつ別表第1の授業科目について、98単位以上を修得しなければならない。

ただし、法学既修者の修了要件は、2年以上在籍し、別表第1の授業科目について、本学が指定するもののうちから66単位以上を修得することとする。

(課程修了の認定)

第28条 本学の課程を修了したことの認定は、教授会の議を経て、学長が行う。

(研究生)

第28条の2 学長は、本学の課程修了後さらに本学において研鑽を積むことを希望する者については選考の上、研究生として在籍を許可することができる。

2 研究生については、別に定めるところによる。

(学位の授与)

第29条 本学課程を修了した者には、法務博士(専門職)の学位を授与する。

第8章 休学、留学、転学、退学、再入学及び転入学等

(休学)

第30条 病気その他の事由により引き続き2か月以上の期間修学することができない学生は、学長の許可を得て休学することができる。休学の許可を得ている学生は、休学の事由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

2 学長は、病気その他の事由により学生を修学させることが適当でないと認めるときは、教授会の議を経て当該学生に休学を命ずることができる。学長は、休学を命じた学生について休学させるべき事由が消滅したときは、教授会の議を経てこれを復学させるものとする。

3 休学期間は、通算して1年を超えることができない。

4 休学期間は、第14条に定める3年または4年の在学期間には算入しない。

(留学)

第31条 学長は、学生が外国の法科大学院で修学しようとする場合は、それが教育上有益であると認めるときは、教授会の議を経てその留学を許可するものとする。

2 前項の規定により許可を得て留学した学生については、1年を限度として、その留学期

間を第 14 条に定める 3 年または 4 年の在学期間に算入する。

(転学)

第 32 条 他の大学院への入学又は転入学を志願しようとする学生は、学長の許可を受けなければならない。

(退学)

第 33 条 本学を退学しようとする学生は、理由書を添えて退学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(再入学)

第 34 条 前条の規定により退学した者が再入学を願い出たときは、学長は、相当年次に再入学を許可することができる。

(転入学)

第 34 条の 2 我が国の他の法科大学院に 1 年以上在籍し、その法科大学院において第 1 年次の最低限の必修科目の単位を修得している者であれば本学に転入学を志願することができる。その場合、学長は欠員のある場合に限り、選考の上、転入学を許可することができる。

2 前項の規定により入学した者の転入年次は第 2 年次の年度当初とし、本学において修得したとみなされる単位数は、他の法科大学院での修得単位数等を勘案して、教授会の議を経て、学長が定める。

(除籍)

第 35 条 学長は、学生が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の議を経て、これを除籍することができる。

- 一 授業料その他の学納金の納付を怠り、催促を受けても納付しない者
- 二 第 30 条第 3 項の休学期間を超えてなお修学できない者
- 三 第 14 条に定める在学年限を超過した者
- 四 第 15 条の 2 の規定を超えて留年することとなった者及び学力劣等で成績の見込みがないと認められる者
- 五 長期間にわたり行方不明の者
- 六 学長の許可を得ずに他の大学院に在籍していることが明らかになった者
- 七 本学において修学する意思がないと認められる者

第 9 章 外国人留学生

(外国人留学生)

第 36 条 学長は、外国人で本学に留学を志願する者があるときは、教授会の議を経て、選考の上、外国人留学生としてこれに入学を許可する。

第 10 章 検定料、授業料その他の学納金

(検定料、授業料その他の学納金)

第 37 条 検定料、授業料その他の学納金の種類及びその額は、別表第 2 に掲げるとおりとする。

2 授業料等の納付方法については、別に定めるところによる。

第 11 章 奨学金及び賞罰

(奨学金)

第 38 条 学業成績及び人物がともに優秀な学生には、別に定めるところにより、奨学金を支給する。

(表彰)

第 39 条 学長は、教授会の議を経て、学業成績が優秀である学生又は他の模範となるべき行動を示した学生を表彰することができる。

(個人の秘密を守る義務)

第 40 条 学生は、本学の実習教育等を通して知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。

2 法令による証人等となり前項の秘密に属する事項を発表する場合には、あらかじめ学長

の許可を得なければならない。

(懲戒)

- 第 41 条 学長は、学則、規程その他の規則に違反し、又は本学の学生にふさわしくない行為を行った学生を、教授会の議を経て、懲戒することができる。
- 2 前項の規定に基づく懲戒の種類は、退学、無期または有期の停学及び訓告とする。
 - 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。
 - 一 性行不良で改善の見込みがない者
 - 二 正当な理由がなく、出席常でない者
 - 三 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
 - 四 本学の実習教育等を通して知り得た個人の秘密を漏らした者
 - 4 停学が 3 か月以上にわたるときは、その期間は在学年数に算入しない。

第 12 章 雑則

(委任)

第 42 条 この学則を実施するために必要な事項は他の規則で定める。

附 則

- 1 この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 収容定員の数は、第 3 条の規定にかかわらず平成 16 年度は 100 人、平成 17 年度は 200 人とする。

附 則

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、転入学の志願及び選考の手続はそれ以前から行うものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 19 年 3 月 31 日現在、本学に在学中の学生については、改正後の第 27 条の規定にかかわらず従前のとおりとする。

附 則

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成 21 年 3 月 31 日現在、本学に在学中の学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 収容定員は、改正後の第 3 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 22 年度は 270 人、平成 23 年度は 240 人とする。
- 3 平成 22 年 3 月 31 日現在、本学に在学中の学生に係る授業科目については、改正後の別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 平成 21 年度以前の入学者に係る授業料その他学納金の種類及び額は、改正後の別表第 2 の規定に係らず、次表のとおりとする。

種 類	金 額
授業料（年額）	1,600,000円
施設設備費（年額）	200,000円
情報通信費（年額）	50,000円

- （備考）1 夜間主コース4年制課程の授業料は、年額1,200,000円とする。
2 留学中の授業料は、所定の半額とする。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年3月31日現在、本学に在学中の学生に係る授業科目については、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、エクスターンシップに係る授業科目については、平成22年3月31日現在、本学に在学中の学生にも適用する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。